

みどりいっぱいの学校等緑化活動支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 県は、幼児期からみどりにふれあう環境を整備するとともに、県民に身近なみどりを創出するため、県内の学校等の緑化に取り組む者に対し、予算の範囲内において支援を行う。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 学校等 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園、児童福祉法に規定する保育所
- 二 芝生化 学校等の敷地内において、芝の植栽を行うこと。
- 三 壁面緑化 学校等の敷地内の建築物、工作物の垂直面もしくは垂直面に準ずる面において、ネット等の支持材を用いて行う緑化（草本類を含む）のこと。
- 四 必要資材 芝生化又は壁面緑化を行う際に必要な資材（芝苗、種苗、目土、用土、プランター、登攀用ネット、ネット固定具など）。
- 五 必要物品 芝生化又は壁面緑化を行う際及び維持管理に必要な物品（スコップ、クワ、散水ホース、スプリンクラーヘッド、肥料、手押し式芝刈機など）。

(支援対象者)

第3条 この要綱に基づく支援の対象者は、学校等の長又は学校等の長の承認を受けて芝生化、壁面緑化若しくはその両方（以下「緑化活動」という。）を行う者若しくは団体の長で、その後の適正な維持管理活動に努めることができる者とする。ただし、過去にこの要綱に基づく支援を受けた学校等における事業（同一の支援対象事業に限る）及び過去に県の補助金により芝生化を行った学校等における芝生化学業は対象としない。

(支援対象事業)

第4条 県が支援対象者に対して行う支援の対象は、支援対象者が直接行う事業とし、次に掲げるものとする。

- 一 芝生化
- 二 壁面緑化

第5条 支援の内容は、次のとおりとする。

一 現地確認

緑化活動を行う場所の確認並びに作業手法、所要人員、作業日程、必要資材及び必要物品の確認・調整

二 資材・物品提供、作業支援

緑化活動を行う際の必要資材及び必要物品の提供並びに作業の支援

三 フォローアップ

緑化活動を行った後の、維持管理に係る作業指導及び相談業務

第6条 支援対象事業を実施する際は、将来にわたり支援対象事業による緑化が良好に生育しうよう、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 日照及び良好な土壌環境を確保する配慮をすること。
- 二 適正な維持管理を行うこと。

(支援対象事業の規模)

第7条 支援対象事業の規模は、次のとおりとする。

一 芝生化

概ね30平方メートルから300平方メートルの芝生化を行うもの。

二 壁面緑化

概ね20平方メートルから150平方メートルの壁面緑化を行うもの。

(支援の申請)

第8条 支援を受けようとする者は、支援申請書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)を、毎年度定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業実施予定施設の位置図

二 芝生化若しくは壁面緑化又はその両方の位置の案を示したもの

三 芝生化若しくは壁面緑化又はその両方を行う箇所のおおよその面積の算出表

四 維持管理計画書

五 その他知事が必要と認めるもの

(支援決定の通知)

第9条 知事は、支援を決定したときは、次に掲げる事項を記載した支援決定通知書(様式第3号)を速やかに申請者に通知するものとする。

一 支援の内容

二 支援の条件

2 知事は、支援しないことを決定したときは、不支援決定通知書（様式第4号）を速やかに申請者に通知するものとする。

（支援事業の内容の変更等）

第10条 前条第一項の規定による支援決定通知を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第5号）及び事業変更計画書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 一 緑化活動を行う箇所の面積が、第7条に規定する面積を下回るか上回る増減
- 二 事業の中止又は廃止

2 前条の事業変更（中止・廃止）承認等申請書には、第8条第2項に定める書類のうち当該変更箇所に関する書類を添付しなければならない。ただし、中止・廃止に係る申請の場合は、この限りではない。

（変更等の承認）

第11条 知事は、前条の事業変更（中止・廃止）承認等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第7号）により支援事業者に通ずるものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ支援決定の内容を変更し、又は条件を附するものとする。

（状況報告）

第12条 支援事業者は、知事の要求があった場合は、支援事業の遂行の状況に関し、知事に報告するものとする。

（指示書の通知）

第13条 知事は、支援事業が支援の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第8号）により、支援事業者に改善を指示するものとする。

2 支援事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 支援事業者は、支援事業が完了したときは、速やかに支援事業の成果を記載した実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 芝生化若しくは壁面緑化又はその両方の位置を示したもの
- 二 芝生化若しくは壁面緑化又はその両方の箇所の求積図及び面積の算出表
- 三 支援事業の実施結果が分かる写真（全景[2方向以上]、物品等）
- 四 その他知事が必要と認めるもの

（支援決定の取消し）

- 第 15 条 知事は、支援事業者が必要資材及び必要物品を支援対象事業以外の用途に使用し、又は支援の決定の内容、これに附した条件若しくはこの要綱に基づく知事の命令に違反したときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により支援の決定を取り消した場合は、支援決定取消通知書（様式第 10 号）を支援事業者に通知するものとする。

（支援資材及び物品等の返還）

- 第 16 条 知事は、支援の決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに必要資材及び必要物品が提供されているときは、期限を定めて支援資材及び物品返還命令書（様式第 11 号）により、その返還を求めるものとする。ただし、提供した必要資材及び必要物品が既に消耗するなどにより、再利用ができないと知事が認める場合はこの限りではない。
- 2 支援事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、支援資材及び物品返還命令書に規定された期限内に必要な資材及び必要物品の返還を行わなければならない。

（維持管理）

- 第 17 条 支援事業者は、支援対象事業により整備した芝生若しくは壁面緑化又はその両方について、継続して維持管理に努めなくてはならない。ただし、その後の施設の状況によりやむを得ないと知事が認める場合については、この限りでない。
- 2 支援事業者は、前項ただし書きにより認められた場合も、可能な限り既存の資材、物品を再利用するよう努めなくてはならない。
- 3 支援事業者は、当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。ただし、第 1 項ただし書きにより認められた場合は、この限りでない。

（資料提供等への協力）

- 第 18 条 支援事業者は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

団体名

代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援申請書

下記のとおり、みどりいっぱい为学校等緑化活動支援を受けたいので、みどりいっぱいの学校等緑化活動支援事業実施要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 施設 の 名 称

2 支 援 対 象 事 業

3 事 業 計 画 書 様式第2号のとおり

4 添 付 書 類

- （1）事業実施予定施設の位置図
- （2）芝生化若しくは壁面緑化又はその両方の位置の案を示したもの
- （3）芝生化若しくは壁面緑化又はその両方を行う箇所のおおよその面積の算出表
- （4）維持管理計画書
- （5）その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

団体名	(ふりがな) 名称
代表者名（役職・氏名）	
団体の所在地	〒
支援対象事業を実施する施設名	
支援対象事業を実施する 施設所在地	〒
支援対象事業の内容	(面積) (方法) (植物)
支援の実施希望日（時期）	(現地確認) : 年 月 日 (資材・物品提供、作業支援) : 年 月 日 (フォローアップ) : 年 月 日
維持管理予定者	
担当者所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
担当者連絡先	(電 話) (F A X) (電子メール)

様式第3号（第9条関係）

番 号
年 月 日

申 請 者 様

埼 玉 県 知 事 印

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱいの学校等緑化活動支援については、支援することと決定したので、みどりいっぱいの学校等緑化活動支援事業実施要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 施 設 の 名 称

2 支 援 対 象 事 業

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱいの学校等緑化活動支援申請書のとおり

3 支 援 の 条 件

- (1) みどりいっぱいの学校等緑化活動支援事業実施要綱第10条第1項第1号及び第2号に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 支援対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 支援対象事業の実施に当たっては、「みどりいっぱいの学校等緑化活動支援事業実施要綱」を遵守しなければならない。

様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

申 請 者 様

埼 玉 県 知 事 印

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援不支援決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱい为学校等緑化活動支援については、下記の理由により支援しないことを決定しましたので、みどりい
っぱい为学校等緑化活動支援事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 施 設 の 名 称

2 理 由

様式第5号（第10条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

団体名

代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援変更（中止・廃止）承認等申請書

年 月 日付け 第 号で支援の決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、みどりいっぱい为学校等緑化活動支援事業実施要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 添付書類
 - （1）事業変更計画書（様式第6号）
 - （2）芝生化若しくは壁面緑化又はその両方の位置の案を示したもの
 - （3）芝生化若しくは壁面緑化又はその両方を行う箇所のおおよその面積の算出表
 - （4）その他知事が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

事業変更計画書

支援事業者名	(ふりがな) 名称
代表者名（役職・氏名）	
支援事業者の所在地	〒
支援対象事業を実施する施設名	
支援対象事業を実施する 施設所在地	〒
支援対象事業の内容	(面積) (方法) (植物)
支援の実施（希望）日（時期）	(現地確認) : 年 月 日 (資材・物品提供、作業支援) : 年 月 日 (フォローアップ) : 年 月 日
維持管理予定者	
担当者所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
事業担当者連絡先	(電話) (F A X) (電子メール)

※変更箇所を赤字又は下線にしてください。

様式第7号（第11条関係）

番 号
年 月 日

支援事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援変更（中止・廃止）承認等通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったみどりいっぱい为学校等緑化活動支援変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（しません）ので、みどりいっぱい为学校等緑化活動支援事業実施要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1 施設 の 名 称

2 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません

3 支援決定変更の内容

4 変更承認の条件

様式第 8 号 (第 13 条関係)

番 号
年 月 日

支援事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援の遂行に係る指示書

年 月 日付け 第 号にて支援の決定を受けた事業の遂行について、みどりいっぱいの学校等緑化活動支援実施要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり改善を指示します。

記

1 施設 の 名 称

2 改善を要する事項

3 改 善 期 日 年 月 日

様式第9号（第14条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者名（役職・氏名）

みどりいっぱいの学校等緑化活動支援実績報告書

年 月 日付け 第 号で支援の決定を受けた事業が完了したので、みどりいっぱいの学校等緑化活動支援事業実施要綱第14条第1項の規定により報告します。

記

1 施設の名称

2 支援対象事業着手及び完了日

着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）芝生化若しくは壁面緑化又はその両方の位置を示したもの
- （2）芝生化若しくは壁面緑化又はその両方の箇所の求積図及び面積の算出表
- （3）支援事業の実施結果が分かる写真（全景[2方向以上]、物品等）
- （4）その他知事が必要と認める書類

様式第 10 号（第 15 条関係）

番 号
年 月 日

支援事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支援の決定をしたみどりいっぴいの学校等緑化活動支援について、みどりいっぴいの学校等緑化活動支援事業実施要綱第 15 条第 1 項の規定により取り消すことを決定したので、同要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 施設の名称

2 取消理由

様式第 11 号（第 16 条関係）

番 号
年 月 日

支援事業者 様

埼玉県知事 印

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援支援資材及び物品返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定したみどりいっぱいの学校等緑化活動支援について、みどりいっぱいの学校等緑化活動支援事業実施要綱第 16 条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還対象必要資材

2 返還対象必要物品

3 返還期限 年 月 日

様式第 12 号 (第 17 条関係)

番 号
年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

所在地
団体名
代表者名 (役職・氏名)

みどりいっぱい为学校等緑化活動支援維持管理状況報告書

年 月 日付け 第 号で支援の決定を受けた事業の維持管理状況を、みどりいっぱいの校等緑化活動支援事業実施要綱第 17 条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

施設名	
支援年度	
支援内容	(面積) (方法) (植物)
担当者氏名	(団体名) (所属名) (職・氏名)
担当者連絡先	(電話番号) (F A X) (電子メール)
維持管理状況	

※維持管理状況写真を添付すること。